

五戸町ビジネスモデル転換支援補助金 のご案内

町内中小企業者が行う、新しい生活様式やCOVID-19下におけるニューノーマルに対応したビジネスモデル転換に係る取組みに補助金を交付します。

補助対象者（以下①・②両方を満たす者）

- ① 1年以上の事業実績があり、町税の滞納がない者
- ② 町内で製造業又は情報通信業を営む者

補助金額

補助金総額450万円
1事業者あたり上限150万円、補助率3/4

新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの創出、改革をすること。また、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

補助対象事業

以下①・②いずれかで、令和3年3月15日までに実績報告が可能な事業。
ただし、申請者がこれまで実施してこなかった新規事業で、補助終了後も継続的に町内で展開するものに限る。

- ① 新しい生活様式やCOVID-19下におけるニューノーマルに対応した新製品、新サービスの開発又は試作及びその販路開拓に係る事業
- ② IoT、クラウド、AI、5G等の活用によるデジタルトランスフォーメーション（DX）に繋がる事業

補助対象経費

原材料費、副資材費、機械購入費、機械リース費、工具器具費、外注加工費、試験等委託費、システム・ソフトウェア等導入費、クラウド使用料、専門家指導費、専門家旅費、広告宣伝費、展示会等出展費、知的財産権等関連経費、展示会等出展旅費

交付申請受付

以下①～③の書類を用意し、持参又は郵送にて下記申請先にご提出ください。
交付申請書類等は五戸町ホームページから入手できます。

- ① 交付申請書・事業計画書・収支予算書
- ② 法人：登記事項証明書 個人事業主：住民票抄本及び履歴書
- ③ 町税に滞納がないことを証明する書類

交付申請締切：第1回 10月9日(金) 第2回 10月30日(金) 第3回 11月13日(金)
※交付決定額が予算上限に達し次第、締切前に申請受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 通常の生産活動等の既存事業や国等の助成を受ける経費等は補助対象外です。
- ・ 事業の採否は審査により決定します。
- ・ 補助制度の詳細や申請受付状況は、町ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先

〒039-1513 五戸町字古館21-1
五戸町 総合政策課 政策調整室
電話：0178-62-2111（内戦238）
メール：seisaku@town.gonohe.aomori.jp

五戸町ホームページ

